

地域商業・商店街活動応援事業補助金

埼玉県では、商店街等が実施する地域商業活性化のための新たな取組に対する補助制度を実施しています。皆様のチャレンジを後押しする補助金をぜひご活用ください！

対象者 県内の **商店街、商工団体、商業者グループ等**（さいたま市を除く）

対象事業 下記①～⑤のいずれかで、**交付決定通知後に着手し**（支出や契約など準備等含む）、**令和8年3月15日(日)までに完了**（経費の支払い含む）する事業 チラシ p3参照

取組	例	補助率（補助上限額）
① 販わい創出に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> 集客イベント （スタンプラリー、まちバル、季節行事、地元スポーツチームと連携したイベント等） 商店街のPR （CM、冊子、折り込みチラシの作成等） 	補助対象経費の1/2 （上限25万円）以内
② 複数の商店街等が連携する広域的な取組 <small>チラシ p4参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> 商店街同士や商工団体の連携による販わい創出 （連携・共同によるイベント実施や商品開発等） ※①の取組 + α（他商店街等とのコラボ）	
③ 専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組 <small>チラシ p4参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> 専門家と共に、企画(P)・実行(D)・検証(C)・改善(A)のPDCAプロセスを経て検討・実施する販わい創出 ※①の取組 + α（専門家のサポートによるPDCAの実施）	補助対象経費の2/3 （上限50万円）以内
④ 空き店舗の解消に向けた取組 <small>チラシ p5参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> 空き店舗調査・データベース化 空き店舗ツアー・マップの作成 シェアカフェ等の運営 など 	
NEW ⑤ 商店街のDX推進に向けた取組 <small>チラシ p5参照</small>	<ul style="list-style-type: none"> 導入したシステムのデータを活用する取組 （販売データ等を活用した研究会等） デジタル技術を活用して行う商店街の販わい創出（デジタルスタンプラリー等） 	

応募締切 チラシ p2参照

応募方法 ホームページに掲載中※の**実施計画書等**を作成のうえ、**下記商業担当宛てにメールにてご提出ください。**

※ホームページの詳細はチラシp2をご参照ください。

HPはこちら↓



お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】 048-830-3761 【Fax】 048-830-4812 【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp

応募締切

※予算に達し次第、途中で募集を終了させていただく可能性がございます。(HPでお知らせします)

各日正午

第1回	4月4日(金)	※プレゼン審査日	4月16日(水)
第2回	4月30日(水)	※プレゼン審査日	5月22日(木)
第3回	5月30日(金)	※プレゼン審査日	6月18日(水)
第4回	6月30日(月)	※プレゼン審査日	7月17日(木)
第5回	7月31日(木)	※プレゼン審査日	8月20日(水)
第6回	8月29日(金)	※プレゼン審査日	9月17日(水)
第7回	9月30日(火)	※プレゼン審査日	10月17日(金)
第8回	10月31日(金)	※プレゼン審査日	11月17日(月)
第9回	11月28日(金)	※プレゼン審査日	12月18日(木)
第10回	12月19日(金)	※プレゼン審査日	1月14日(水)
第11回	1月20日(火)	※プレゼン審査日	2月3日(火)

補助事業の応募にあたって

- (1) 応募締切から交付決定まではおよそ1か月となります。
※事業着手は交付決定後から可能
- (2) 申請区分②～⑤に該当する取組はプレゼン審査への出席が必須となります。
- (3) 令和8年3月15日(日)までに完了(経費の支払い含む)する事業が対象となります。

応募方法

ホームページに掲載中の**実施計画書等**を作成のうえ、下記商業担当宛てにメールにてご提出ください。

HPはこちら↓



【ホームページ】様式のダウンロードはここから↓制度の詳細・様式・記入例など公開中！
(埼玉県商業・サービス産業支援課 → 商業・商店街支援 → 地域商業・商店街活動応援事業)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shogyo-sesaku.html>



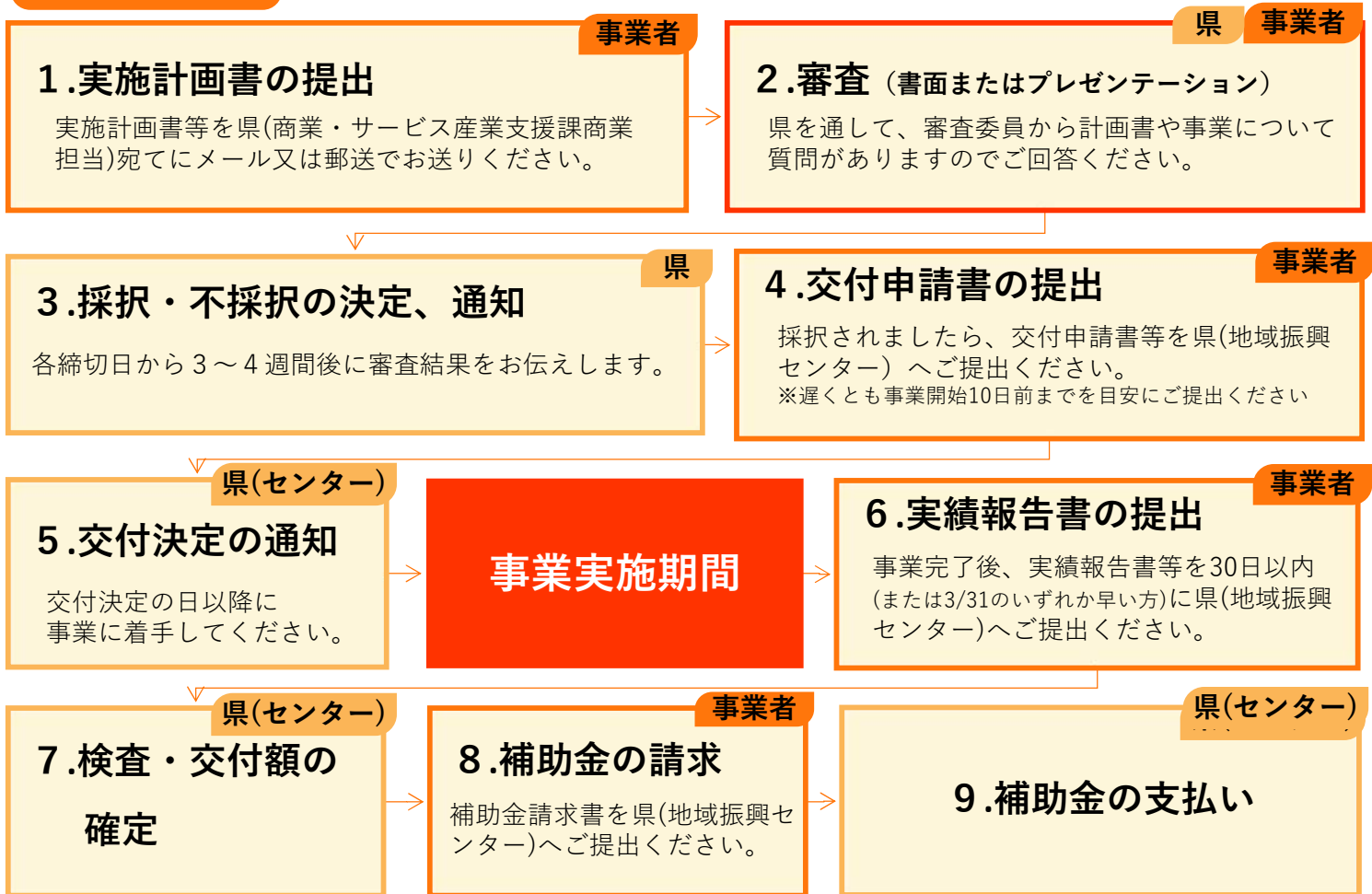
お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課 (商業担当)

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】048-830-3761 【Fax】048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp

ご利用の流れ



【交付決定の時期】各応募締切日からおよそ1か月

※交付決定通知が届いた後に事業着手し(支出や契約など準備等含む)、令和8年3月15日までに完了(経費の支払い含む)する事業が対象です。具体的な交付決定予定日等は実施計画書の提出前にご相談ください。

補助事業の実施にあたって

補助事業実施の効果について報告をお願いします。

- (1) [対象事業全て] 申請時(実施計画書)と交付申請時(交付申請書)
→事業実施による達成目標を設定し、それを測る指標と測定方法を記入
- (2) [対象事業全て] 補助事業終了後(実績報告書)
→測定結果と目標達成度の自己評価を記入
- (3) [対象事業②～⑤] 事業完了から6ヶ月～1年後(事業実施効果等報告書)
→測定結果と、効果の持続状況を記入

来客数●人増加!

売上●%UP!

[対象事業]

- ①賑わい創出の取組
- ②広域連携の取組
- ③PDCAの取組
- ④空き店舗の解消の取組
- ⑤DX推進に向けた取組

補助できる経費・できない経費

●補助対象経費

イベントアルバイト代・講師謝礼・出演料、印刷製本費、物品などの購入費、郵送料、広告費・地域情報誌掲載料・チラシデザイン料、設営などの委託費、会場・設備などの賃借料、イベント保険料 等

●補助対象外経費

※上記に例示した経費であっても内容によって、それぞれ対象外・対象内となる場合がございます。

他の用途にも使用可能な事務用機器等の購入費、景品代、割引料、旅費、飲食代 等

②複数の商店街等が連携する広域的な取組

- ①商店街組織、商工団体、商店街連合会等が連携して取り組む
 - ②広域的で
 - ③新規性があり
 - ④今後も継続して実施する見込みがある事業が対象です。…原則1商店街エリアを超えること
- 詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【実施体制の例】

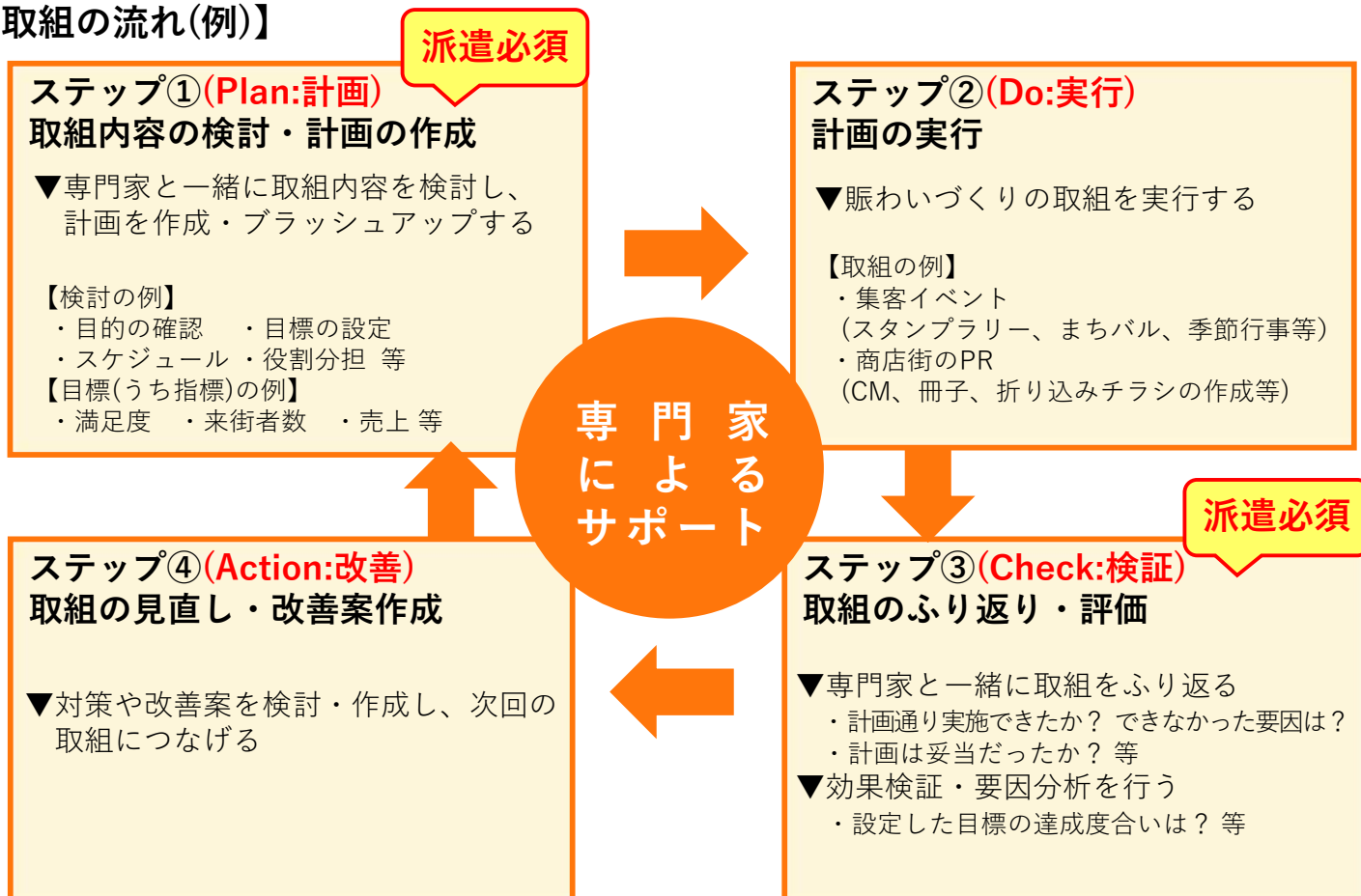
- (例1) **実施主体：商店街組織**
連携先：1つ以上の商店街(商店街組織内における商業者グループ等の単位(商店街組織内の部会など)での連携も含む。)
- (例2) **実施主体：商工会・商工会議所**
連携先：2つ以上の商店街組織
- (例3) **実施主体：市・地区商店街連合会**
単独実施：加盟商店街組織の内、過半数以上の参加
連携実施：他の市・地区の商店街連合会、連合会に加盟していない単一の商店街

③専門家派遣と組み合わせたPDCAの取組

取組の中で、PDCAの4段階を実践する事業が対象です。
なお、P(計画)及びC(評価)については**専門家派遣の利用が必須**※です。(派遣無料)

※既に専門家派遣によりP(計画)を実施済みである場合を除く ※複数段階・複数回の利用も可能
詳細は交付要領をご確認ください(ホームページにて掲載中)。

【取組の流れ(例)】



※本メニューは、商店街の自主事業をより良いものにし活動を継続していただくために、商店街の皆さんと専門家が事業の計画段階から一緒に議論し検討・評価するなど、補助事業に合わせて専門家派遣を行うメニューです。

専門家派遣とは?

様々な分野の専門家と一緒に商店街活動や商店経営に関するお悩み・課題に取り組めます。
必要に応じて複数回にわたる継続的な派遣が可能です。

(専門家の例) マーケット企画、建築士、デザイナー、まちづくりコンサルタント等

専門家派遣HPはこちら→



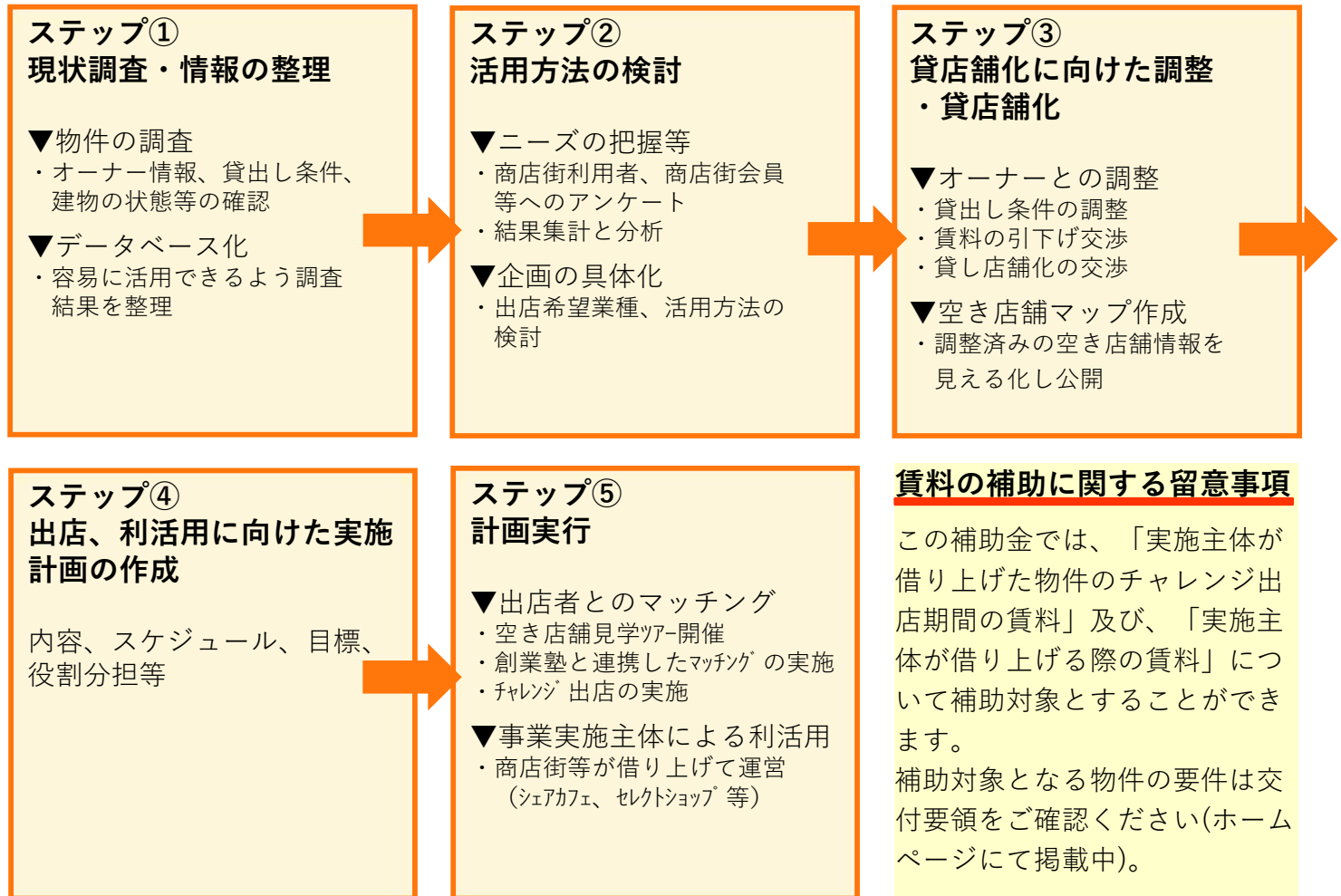
派遣無料

④ 空き店舗の解消に向けた取組

本メニューは、空き店舗を活用するためのソフト事業が対象です。
そのため、空き店舗の改修費等は補助対象になりません。

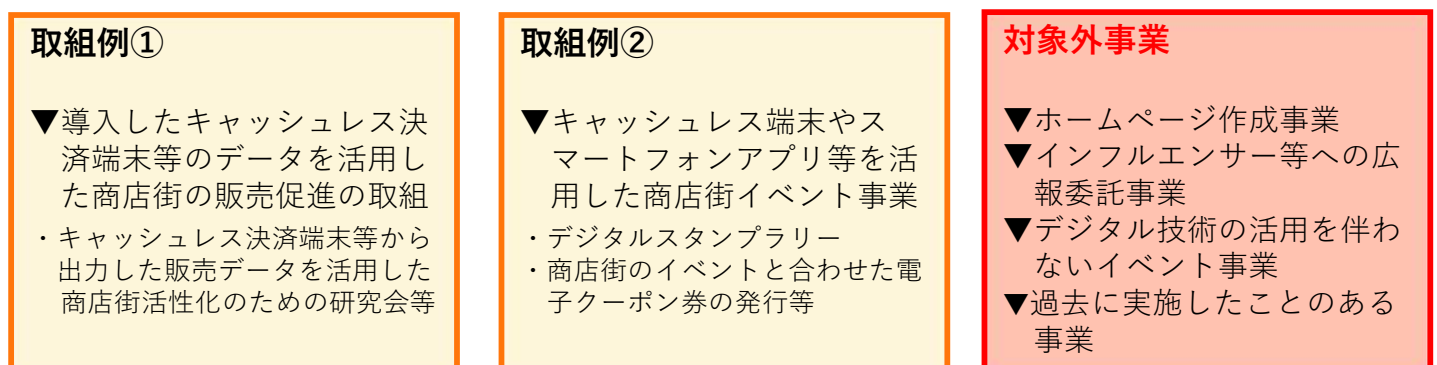
※空き店舗の解消に向けた取組は、長い期間にわたって持続的に取り組まなければならない場合も考えられるため、年度内（補助対象期間）に実施する計画のうち一部分の取組のみ補助対象とすることもできます。

【取組の流れ(例)】



⑤ 商店街のDX推進に向けた取組

商店街において、一体的にデジタル技術を活用し、商店街の来街者の利便性向上及び商店街の活性化を図る、DX推進に向けた新たな取組が対象です。



※キャッシュレス端末等のシステム導入に利用できる補助金もご用意しています。(商店街等施設整備事業補助金) 上記補助金のご活用については各市町村にお問い合わせください。

お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課 (商業担当)

【住所】 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

【Tel】 048-830-3761 【Fax】 048-830-4812 【E-mail】 a3750-11@pref.saitama.lg.jp



埼玉県の商店街支援施策

埼玉県商業・サービス産業支援課で行っている他の商店街支援施策をご案内します。

1 補助金

✿ 商店街等施設整備事業補助金

商店街の来街促進・売上向上を図るために行う施設整備事業にご活用いただけます。

✿ 『新たな担い手』による商店街賑わい創出事業補助金

商店街への新たな担い手の呼び込みや新たな担い手によるイベントの開催などにご活用いただけます。

✿ スーパー・シティ推進空き店舗活用事業補助金

商店街等の空き店舗等を改修し、交流拠点の形成やコミュニティの形成に資する取組を行う事業にご活用いただけます。

2 専門家派遣

❖ 専門家等派遣事業

商店街の課題解決に向けて中小企業診断士等の各種専門家と共に取り組めます。

3 セミナー・ワークショップ

◇ 人材育成事業

商店街・商店街支援者の担い手育成のためのセミナー及びワークショップを開催しています。



【ホームページ】様式のダウンロードはここから↓制度の詳細・様式・記入例など公開中！
(埼玉県商業・サービス産業支援課 → 商業・商店街支援 → 地域商業・商店街活動応援事業)
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0802/shogyo-sesaku.html>

HPはこちら↓



【Instagram】本補助金を活用いただいたイベントの情報を発信しています！
http://www.instagram.com/syoutengai_kurabu/



お問い合わせ&
実施計画書の
提出先

埼玉県 産業労働部 商業・サービス産業支援課（商業担当）

【住所】〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
【Tel】048-830-3761 【Fax】048-830-4812 【E-mail】a3750-11@pref.saitama.lg.jp